

暴言・暴力・迷惑行為への対応

当院では、以下のような行為に対して、管理権に基づき、当院からの退却を求め、以後の診療を継続しない場合があります。

従っていただけない場合は、警察へ連絡いたします。

1. 職員及び患者に対する暴言・暴行・脅迫など
2. 医療機器・備品・設備などを故意に破損する行為
3. 大声、いやがらせなど、他の患者に迷惑を及ぼし、または職員の業務を妨げる行為
4. 病院の許可なく、敷地内・建物内で撮影（写真、録画等）
・録音する行為
5. 病院敷地内での飲酒・喫煙
6. 診療・入院に必要なない危険物の院内への持ち込み
7. 診療・面会などの必要なしに病院敷地内に繰り返し立入り、または居座るなどの行為
8. その他、これらに準ずる問題行為

2024年4月